

# 社協ワーカーだより

No.25 平成26年10月

地域みなさんや関係機関の方々に向けて社協ワーカー（職員）の動きや、社協の事業について情報発信するお便りです！！

## 住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができる地域づくり ～身近な地域における「家族介護者」支援の取組み～

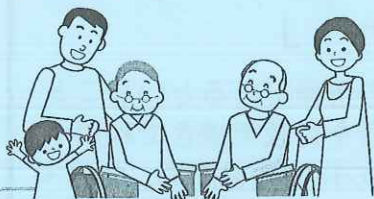
近年、「地域包括ケアシステムの推進」や、「介護保険制度改革」の動きが本格化する中、“誰もが住み慣れたまちで安心して暮らし続けていくことができる”地域社会づくりを目指すうえでは、家族を在宅で介護している『家族介護者』に対する支援のあり方が重要になると考えられています。



専門的なサービスを利用している場合でも、家庭という空間で、介護する家族と介護される家族だけで生活を送っていると、介護疲れがたまることも多く、それが原因とみられる介護者による虐待などの悲しい事件を耳にすることもあります。今後、高齢化がますます進み、在宅ケアが推進されていく中では、家族介護者の負担や不安を軽減することが大切です。

福岡市社協では、これまで家族介護者を対象とした年数回のバスハイク事業等を行っていましたが、平成25年度に、介護者や福祉関係者を対象としたアンケートを実施したところ、『自分の身近な場所（公民館や集会所等）での、自由な意見交換、自分自身の健康やリフレッシュに関する講座、介護経験者の話を聞くことができる場』を希望する声が多いことがわかりました。

現在、福岡市内でもいくつかの地区で、校区単位等身近な場所での介護者向けの交流会、福祉講座、ミニバスハイク等の取組みが行われています。



特に認知症の家族を介護している場合など、それを周囲に隠し地域で孤立する介護者もいる中、これらの取組みはそういった人々を支えていく土壌づくり（地域の福祉啓発）にも役立つものと考えられます。

社会福祉協議会では、このような校区・町内単位等での取組みの支援を進めていきたいと考えていますので、関心のある方は、ぜひ各区社会福祉協議会の担当者までお問い合わせください！！

### ～家族介護者のつどい「日帰りバスハイク」を実施します～

日時：平成26年11月19日（水）10：00～15：00

場所：〈行先〉レイクサイドホテル久山（糟屋郡久山町）

〈集合・解散場所〉福岡市役所

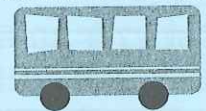
対象：福岡市内にお住まいで、自宅で要介護（要支援）の家族を介護している方

定員：40名（応募多数の場合は抽選） 参加費：2,500円

申込み：下記の内容を添えて、FAX・電話・はがき・メールのいずれかでお申込みください。

①住所 ②参加者氏名 ③年齢 ④電話番号 ⑤誰を介護しているか ⑥介護している人の要介護度

締切り：平成26年10月31日（金）



<申し込み・問い合わせ先>

福岡市社会福祉協議会地域福祉課

電話：720-5356 FAX：751-1524



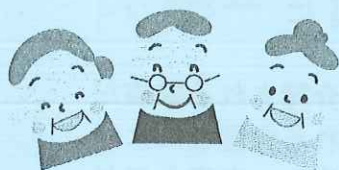
## ～一人暮らし転入者の不安解消につながった事例～

夏のある朝、出勤途中の職員が高齢の女性から声をかけられました。「市外からひと月程前に転入してきたが福岡のことがよくわからず、ひとり暮らしで家の中にも老け込んでしまうと思い、誰かと話したくて声をかけた」とのことでした。

ゆっくり話ができるよう区社協の事務所にお連れし、さらにお話を伺うと、やむにやまれぬ事情で転入してきたことや、親族との関係は良好だが、市外にいたので普段の生活の中で人と話す機会がなく寂しいこと、琴が好きだが今のアパートでは壁がうすく弾けないことなど、様々な思いを打ち明けられました。



そこで、まず話ができるご近所さんを見つけるため、ふれあいサロンを紹介しました。サロン側も快く迎えてくださいました。最初は職員がサロンに同行しましたが、社交的な性格もあり、すぐに多くの参加者と打ち解けられました。併せて、公民館の大正琴サークルに「参加を希望している方がいる」とお伝えすると、こちらも喜んで迎え入れてくれました。さらに、民生委員さんにも事情をお伝えすると、すぐに「今度会いにいらしてみます」との言葉をいただきました。



ご本人は、腰を痛めている以外体調は悪くないので、介護保険サービスも受けないと言われていましたが、今後いきいきセンターとも連携して健康づくりの情報提供などもしていきたいと考えています。

偶然の出会いがきっかけでしたが、地域の方々との温かい協力のおかげで、生活の不安の軽減につながり、改めて人とのふれあい、思いやりの力の大きさを実感できた事例でした。

### 今月の 気（KEY）になる！！ キーワード

#### 「 マイナンバー ～社会保障・税番号制度～ 」

マイナンバー制度とは、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うため、国民一人ひとりに唯一無二の番号を付し、その番号を行政手続きで利用するものです。この制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性や、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的としています。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の各分野で導入されます。具体的には、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで必要になります。なお、民間事業者も税や社会保険の手続きでマイナンバーを取り扱います。

平成 27 年 10 月から国民一人ひとりに、12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成 28 年 1 月に利用開始されることとなっています。また、申請すると「個人番号カード」が交付され、身分証明書として使用することができます。

#### 10月から“赤い羽根共同募金運動”が始まります。

“赤い羽根共同募金運動”は、毎年10月～12月まで全国で展開しています。

東区社会福祉協議会でも募金の受付を行っています。校区で集めていただいた戸別募金は、そのうち約5割が校区社協を通じて地域での福祉活動に活用されています。また、災害時のボランティア活動の支援等にも活用されています。是非、みなさまの協力をお願いします。

【問い合わせ】 東区社会福祉協議会 ☎：643-8922

